

令和7年8月12日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、最高裁判所がした一部不開示の判断に対し、本件対象文書の不開示部分が本当に行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第5条第6号に定める不開示情報に相当するかどうか不明である旨主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

courtsポータルのトップ画面を印刷した文書（最新版）

2 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、1の開示の申出に対し、4月21日付で、一部不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

(1) courtsポータル（以下「本件サイト」という。）とは、裁判所職員向けの内部用ポータルサイトであるところ、本件対象文書のうち不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）には、本件サイトに関する画面の遷移や保持している機能、システム操作、プログラムの挙動等が分かる情報が記載されている。本件不開示部分の情報は、これを公開することにより、本件サイトのシステム構成が推測され、サイバー攻撃（システム上及び運用管理上）の糸口等を推測することが可能となることも考えられ、情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持に支障が生じるほか、本件サイトになりすましたサイトの作成を

可能にするなど、裁判所の情報セキュリティの確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第6号に定める不開示情報に相当する。

(2) よって、原判断は相当である。